



三春町告示第79号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

令和元年9月2日

三春町長鈴木義孝



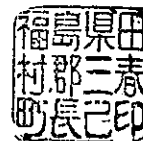
記

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
	大町		南町	85の1から85の16まで、86の1から86の6まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

これは、告示の写しに相違ありません。

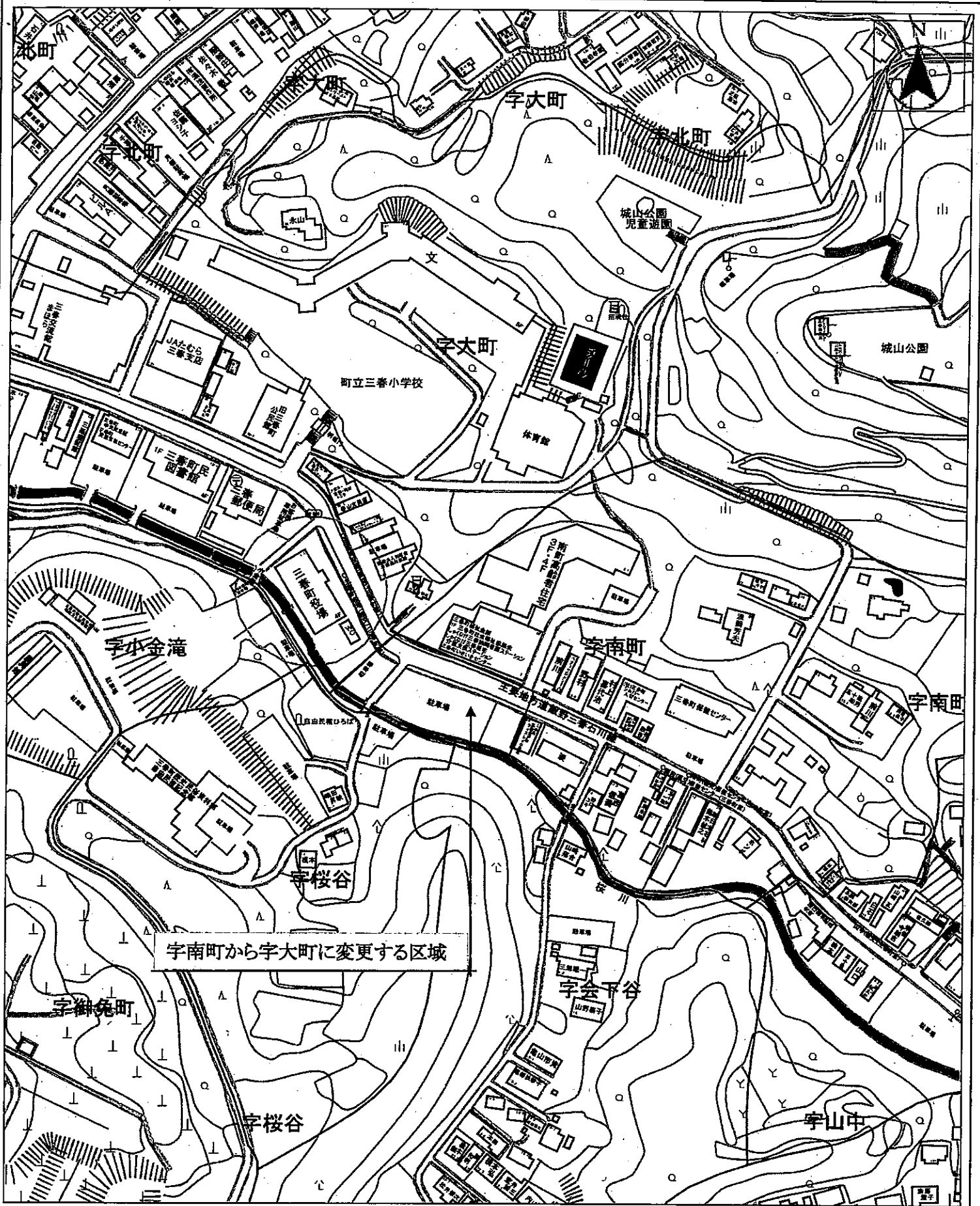
令和元年9月2日

三春町長鈴木義孝





# 三春町



位置図

縮尺 1 : 2500

